

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 1 8 回 松阪市個人情報保護審査会
2. 開 催 日 時	平成 3 0 年 3 月 6 日（火）午後 1 時 3 0 分～
3. 開 催 場 所	松阪市議会 理事者控室
4. 出 席 者 氏 名	別紙議事録のとおり
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市 総務部 総務課 文書・情報公関係 TFL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録は別紙のとおり

松阪市個人情報保護審査会議事録

○開催日時 平成30年 3月 6日(火) 午後1時30分～午後3時5分

○開催場所 松阪市議会 理事者控室

○出席者 森下委員、村田委員、松田委員、伊藤委員

担当課 健康づくり課 課長 白藤哲央

課長補佐 岡田康

保健予防係長 田中拓也

保健予防・感染症対策担当主幹 糸川千久佐

保健予防担当主幹 中野 恵美子

保護課

課長 橋爪敏昭

戸籍住民課

課長 上山孝一

記録担当主幹 西浦有一

学校教育課

課長 有瀧弘晃

学事・保健係長 佐々木大祐

事務局 総務部

部長 村林謹一

総務課

課長 山口博司

文書・情報公関係 主任 若林大樹

会議録

事務局 事務局紹介

総務部長挨拶

ただ今より松阪市個人情報保護審査会を開催します。

事務局 本日は、実施機関より提出された諮問事項について審査をお願いします。

議事進行を会長をお願いします。

会 長 進行についての変更点の説明（担当課は概要説明終了後退席せず、各委員の皆様のご意見等を述べていただく際にも同席していただく）

それでは、事項書により進めていく。

事項書2「実施機関の諮問事項について」の審査を行う。

事務局から概要説明を願う。

○松阪市中中学生ピロリ菌検査事業および松阪市中学生ピロリ菌除菌治療費助成金
交付事業に伴う本人以外からの情報収集及び目的外利用又は外部提供について

事務局 — 諮問事項について概要説明を行う —

会 長 引続き詳細説明をお願いします。実施機関の入室をお願いします。

(健康づくり課、保護課、戸籍住民課、学校教育課 入室)

担当課 — 自己紹介 —

会 長 引続き諮問内容について詳細説明をお願いします。

担当課 ― 諮問事項について詳細説明を行う ―

会 長 ただいまの実施機関からの説明について、質疑はないか。

委 員 5年間保管するということだが、そのデータの保管と削除について、陽性反応が出た方については氏名や結果などすべてのデータを保管するということによいか。

担当課 そうです。

委 員 削除については、保有しているものについてデータすべてを消去してしまうことでいいのか。

担当課 個人が特定されるデータは削除しますが、匿名化した統計情報については、30年程度蓄積して、今後の地域医療に役立てていきたい。

委 員 成果をまとめて今後の地域医療に役立てていくということだが、医師会に匿名化したデータの提供をするということか、市でも匿名データを結果として残していくということによいか。

担当課 個人情報として残すのではなく、個人識別性を削除して結果として残していくということです。

委 員 5年間は、個人を特定していくことができるが、それ以後は特定できない形でデータを残していく形か。

担当課 そのとおりです。

委 員 事前に事業の同意をいただく話があるのに審査会に諮問された理由についてもう一度説明いただきたい。

担当課 事業については、対象の方に検査の同意が必要となります。同意をいただいた方に学校検尿検査をしていただく形となります。ただし、市外の学校に行かれている方についての把握について情報が必要であります。学校の方へ書類を送るなかで、事前に（生徒情報を）突合をする必要があります。同意をいただく件については、「審査会にかけなくてもいいのでは」ということですが、事業実施には通学先の情報が必要であり、本人以外からの収集について、ご意見をいただきたいと思います。

委 員 説明していただけた点はよかったと思います。本人の同意を得るのに諮問の必要があったのかと感じたので質問させていただいた。

事務局 大きな点としては、市外通学者の把握は、担当課では判断できないことです。学校教育課では市内の生徒はわかるので、その情報を得て、それ以外の生徒は住民データと突合することにより判別するといった事務取扱いになるものです。

委 員 同意書を学校に提出することについて、どのような形で学校へ提出するのか。

担当課 封筒に封入していただき、回収します。学校では、だれが検査をするのかわからないようにします。

委 員 この検査について、何年くらい前から検討されているのか。

担当課 議会でも答弁しており、市長の諮問会議の場で医師会の先生からの提案があり、医師会からは、それより前から協議をさせていただいておるかと思われます。

委 員 検尿で（ピロリ菌の有無が）わかるのか。

担当課 学校検尿とは違う少し大きい容器を用意してピロリ菌検用に余分に採取していただく形となります。

委 員 中学校３年生は、同意希望にかかわらず検尿するのか。

担当課 だれが同意したかわからないようにするために、同意の有無にかかわらず、採取します。その後同意者については、検査機関で検査する形となります。

委 員 同意を求めるのは事業を行うための同意なのか。

担当課 まずは検査の段階での同意となります。

委 員 その後の同意はどういう形になるのか。

担当課 一次二次検査までは、初めの検査の同意書で行います。二次検査は市内の指定医療機関で行います。そこで、医師と相談した上で、除菌治療をする場合のみ同意を行うという形となります。

委 員 先ほど成果をまとめて今後の地域医療に役立てていくということについての同意は保護者に求めていくのか。

担当課 統計資料として使わせていただくことについても併せて同意いただくということです。

委 員 今回のピロリ菌検査について法的根拠は。

担当課 法的根拠はありませんので、同意を得るという形で考えております。除菌治療については、本人の同意があれば自由診療となっています。他県では、この事業について進めているところもあります。

委 員 裁量的な事業ということで、医師会からの要望はけっこうあったのか。

担当課 胃ガンの予防および撲滅のために、庁内でも協議した上で、３０年度から行う形となりました。

委 員 中学３年生が行う理由は。

担当課 中学３年生は、市が担う上で学校検尿を行う最後の年となっております。除菌については、大人の体に近い（身体的に発達している）ということで対象とさせていただいております。

委 員 諮問書に基づく収集・提供・結合先について、情報収集について書かれているが、データを医療機関と学術機関に提供するのか。収集したデータは個人情報になっているが、先程匿名化するというので、個人情報から切り離しているのかと理解しているが、目的外使用だけでなく、外部提供まで今回承認を求めているのか。

事務局 条例の定義では、個人の識別性のある情報は個人情報となるのですが、先ほどの担当課の説明では、個人が特定されなくなったデータを残して利用する話であるかと思いますが、制限事項からは外れてくるかと思いますが。情報収集をして、目的外利用があることと、本人への通知の省略については、条例の制限事項であるための諮問であります。個人情報の事業内利用で識別性を無くして利用することについてもご意見をいただきたいということです。

委 員 委託する医師会、市内の指定医療機関にわたっていく今回の情報は、その後どうなっていくのか。

担当課 5年間保存をお願いしております。行政の保存期間と同じ期間となっております。

委 員 この事業はどれくらいの方が同意されると想定しているか。

担当課 全員が検査する想定です。生活保護、就学援助の対象者以外は、除菌費用は全額個人負担となっております。ただし生活保護者は、10,000円の助成、就学援助者は、7,000円となっております。自由診療ということですが、医師会へのお願いは、10,000円でさせていただいております。

〈委員間討論へ〉

会 長 諮問に対する質疑・説明を受けて、意見を聞く。

委 員 いいかと思いますが、医師会への提供については直接諮問書に入っていないが。

担当課 医師会とは、委託契約で、個人情報に係る特記事項を含めて契約を結びます。

除菌事業については、助成金の交付に関する代理契約書を医師会と結ぶなかで、同様の特記事項を含めております。ただし、除菌事業は、結果を見て本人の選択で市内の医療機関へ直接受診するため、今回の諮問には入っていません。

委 員 それ（除菌）は、同意書に含まれる事項ではないということか。

担当課 はい。

委 員 一次検査の結果陽性になった情報はどのようになるのか。

担当課 医師会の臨床検査センターから健康づくり課へ行き、学校教育課と保護課から（生徒の）情報をいただき、対象者との確認を行い、除菌事業についての助成券を臨床検査センターへ渡して結果通知と一緒に対象者へ送付します。

委 員 趣旨から悪用されるものではなく、ピロリ菌撲滅は今後必要なものだと思うので反対するものでもないが、ピロリ菌除去についての危険性や副作用はあるのか。

担当課 あります。下痢やじんましんが出たり、一番怖いのはペニシリンのアレルギー反応です。医療機関で説明の上、診察していただき、除去治療をしていただく形となります。

委 員 制度としてはやむを得ないし、副作用があるにしても有益性も認められる。さらに実施していく上で、市外中学校通学者を把握し、周知および受診の必要はあるかと思う。そういう機会を与える上で必要なかと思う。みなさんの意見はいかがでしょうか。

委 員 一斉検査に漏れてしまった子はどうするのか。

担当課 市外中学校通学者は、夏休み中に検査を検診センターへお願いしますので、その際にご案内する形となりますが、あくまで同意が必要となります。

委 員 継続して事業を行うのか。

担当課 継続する方向で考えております。

委 員 いい話だと思う。

委 員 ありがたい結構なことだと思うが、それには個人の情報を使っていくということはやむを得ないと思う。

会 長 目的外利用も諮問事項としてはやむを得ないものだというので、意見としてはまとまっているものかと思う。また、本人への通知もあった方がいいが、周知を要しないことで手順としては問題ない。答申については、当審査会としては、了解するとの意見とさせていただくということでよろしいか。

全委員 — 了承 —

会 長 これにて諮問事項についての審査は終了する。

担当課は退席を願う。

（担当課 退室）

では、続いて、事項書3「その他」について、事務局から何かあれば。

事務局 — 事務連絡の報告 —

会 長 他になれば、これにて個人情報保護審査会を終了する。